

神石高原町健康長寿のまちづくり推進条例(案)について ご意見をお寄せください。

～町民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ～

この度、健康長寿のまちづくりの推進に関する基本理念等を定め、健康長寿のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、新たに「神石高原町健康長寿のまちづくり推進条例」を制定しようとしており広く意見を募集します。ご意見のある方は、下記により提出してください。

1 募集期間

令和7年12月1日(月)から令和8年1月5日(月)まで(必着)

2 意見を提出できる方

- (1) 町の区域内に住所を有する方
- (2) 町の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 町の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「神石高原町健康長寿のまちづくり推進条例(案)に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、議会事務局に提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名(団体名など)、電話番号(法人等の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】

神石高原町議会 議会事務局
〒720-1522 神石高原町小畠 1701 番地
電話 0847-89-3340(直通) FAX 0847-85-4201(専用)
電子メール jk-gikai(アットマーク)town.jinsekikogen.hiroshima.jp
※(アットマーク)を@にかえてください。

(留意事項)

- ・ 意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・ 提出いただいた書面はお返しえきません。
- ・ 個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ・ お寄せいただいたご意見は公表しますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

4 閲覧場所

- ・ 条例の内容は、議会事務局、各支所、さらに町のホームページで見ることができます。
- ・ 各支所での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時 30 分から午後5時までです。

問い合わせ先：神石高原町議会 議会事務局(電話 0847-89-3340)